

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第13号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年12月2日

高知県監査委員  
4 高行管第260号  
令和4年11月2日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和4年9月9日付け4高監報第7号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足や知識不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われない。

2 意見に対する措置状況

日頃の支出審査や会計検査等を通じて、法的根拠等会計事務の基本となる考え方の習得に向けた指導を行うとともに、会計事務の基礎研修、実務研修の実施により、職員が会計事務への理解を深め、知識を向上できるよう引き続き取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる課長補佐等や会計事務に関し部下への指導の中心となるチーフに対し、OJTの推進を意識づける研修を行うとともに、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。

さらには、事務処理の誤りについて、過去の事例や他所属の事例を情報共有することで、リスクに対する各所属の自己点検機能の強化や職員のスキルアップを図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。

こうした取組により、内部統制制度のより効果的な運用を図っていきます。

## 第2 指摘事項の該当機関

土木部河川課

### (1) 指摘事項

電算処理委託業務において、変更契約書に特記仕様書を添付していなかった。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

### (2) 原因又は理由

変更契約を締結する際は、変更契約書を正副2部作成したうえで受託者に送付し、押印したものを提出してもらい契約を締結していますが、契約書を作成する際に特記仕様書を添付することを失念し、設計書のみを添付した変更契約書により契約を締結したものです。

### (3) 措置状況

今後は、契約又は変更契約を締結する際、設計書や仕様書など契約書に添付する書類の有無を確認したうえで、契約書の内容に不備がないか複数人でチェックを行うなど、適正な事務の執行に努めます。